

| 制度名 | 資金枠 | 融資対象者 | 融資条件 | | | | | 添付書類 |
|-----------------|--|--|--|---------------------|--|---|---|--|
| | | | 限度額 | 資金用途 | 期間 ()は据置期間 | 利率 (注1) | 信用保証協会の保証 | |
| 1. 地方産業育成資金 | | 中小企業者 | 1,000万円 | 運転設備(注2) | 5年以内(6か月以内) 7年以内(6か月以内) | A 年1.95% B 年2.15% C 年2.45% | 市町村等の定めるところによる | 市町村等の定めるところによる |
| 2. 経営安定資金 | | 中小企業者及び事業協同組合等 | 4,000万円(組合6,000万円) | 運転設備(注2) | 5年以内(1年以内) 7年以内(1年以内) | A 年2.15% B 年2.35% | すべて保証付き* | |
| | | | 5,000万円 | 設備(建物取得資金)(注2) | 7年以内(2年以内) | | | |
| 3. 売掛債権活用資金 | | 事業者に対する売掛債権を自らが保有している中小企業者及び事業協同組合等 | 3,000万円 | 運転 | 1年以内 | 年1.70% | すべて保証付き (流動資産担保融資保証制度) 保証料率 0.64% | 流動資産担保融資保証制度の所定書類 |
| 4. 小口零細企業保証制度資金 | | 小規模企業者(法2条2項該当) | 1,250万円(既存保証付き融資残高含む) | 運転設備(注2) | 5年以内(1年以内) 7年以内(1年以内) | 年1.95% | すべて保証付き (小口零細企業保証制度) 保証料率 0.40~1.77% | |
| 5. セーフティネット資金 | (1) 経営支援枠 ※④、⑤、⑥及び⑦については、平成24年3月31日まで | ①セーフティネット保証5号対応(業況の悪化している業種(法2条4項5号該当)として市町村長の認定を受けた者) ②セーフティネット保証2号対応(取引先企業の事業縮小などによる売上げの減少(法2条4項2号該当)として市町村長の認定を受けた者) ③自然災害(自然災害による損害を受けた者) ④最近3か月間の売上高又は受注残高が前年同期比10%以上減少した者 ⑤-①最近3か月間の粗利益が前年同期比5%以上減少した者 ⑤-②主要原材料等の仕入価格が20%以上上昇しており、平均売上高に占める主要原材料等の仕入価格の割合が前年同期より上昇した者 ⑥震災対応(平成23年東北地方太平洋沖地震等の影響等により、最近3か月間の売上高又は受注残高が前年同期比5%以上減少した者) ⑦東日本大震災復興緊急保証対応(東日本大震災法第128条1項1号又は2号該当として市町村長の認定又は証明を受けた者) | ①、②、④、⑤については合わせて 3,000万円 ③については 3,000万円(別枠) ⑥については 4,000万円(別枠) ⑦については 6,000万円(別枠) ※①、②、④、⑤については過去において実施された経営支援枠による融資残高(別枠を除く)と緊急経営支援資金の融資残高の合計で3,000万円まで ※上記融資残高に加え、過去において再生支援要件による融資を受けている場合は、その残高を含めて合計で5,000万円まで | 運転設備(注2) (③、⑦のみ) | 7年以内(2年以内) | 5年以内 年1.70% 5年超7年以内 年1.90% (③のみ) 5年以内 年1.60% 5年超7年以内 年1.80% | すべて保証付き* | ①、②及び⑦は市町村長の認定書又は証明書 |
| | (2) 連鎖倒産防止枠 | 倒産企業に対し50万円以上の債権又は一定基準以上の取引額を有する中小企業者及び事業協同組合等、もしくは倒産関連企業に対し、倒産企業に関わる債権を含む一定基準以上の取引額を有する中小企業者及び事業協同組合等 | 5,000万円(債権額の範囲内) | 運転 | 7年以内(1年以内) | 年1.90% | すべて保証付き* | |
| 6. 事業再生資金 | | ①最近3か月間の売上高又は受注残高が前年同期比で減少し、経営改善計画に基づき企業の再生、健全化が図られる中小企業者及び事業協同組合等 ②中小企業再生支援協議会、商工調停士、信用保証協会及び㈱整理回収機構の支援により再生に取り組む中小企業者及び事業協同組合等 | ①及び②を合わせて 5,000万円 ※①は既往県制度融資の返済(借換)資金。 (ただし一部資金は借換対象外) 新規融資分を含めることも可。 | 運転 | ①については 9年以内(1年以内) ②については 9年以内(2年以内) | A 年1.90% B 年2.10% | すべて保証付き* | ①については 経営改善計画書 ②については 支援機関の証明書、 推薦書等 |
| 7. 中小企業創業支援資金 | (1) 一般枠 | 創業者(これから新たに創業する者)及び創業後5年を経過していない中小企業者 | 2,000万円(創業者は自己資金額を融資限度とする) | 運転設備(注2) | 5年以内(1年以内) 7年以内(1年以内) | A 年2.00% B 年2.20% | すべて保証付き* | |
| | (2) チャレンジ枠 | 創業者(これから新たに創業する者) | 1,000万円(ただし、自己資金額の5倍を融資限度とする) | | | 年2.00% | | |
| 8. フロンティア企業支援資金 | (1) 新技術・新事業等展開枠 | 新製品・新商品・新サービス・新技術の開発又は事業化等に取り組む中小企業者及び事業協同組合等、もしくは先端技術機器・情報関連機器の導入を図る中小企業者及び事業協同組合等 | (1)及び(2)を合わせて 5,000万円 | 運転設備(注2) | 5年以内(1年以内) 7年以内(2年以内) | A 年1.90% B 年2.10% | *保証料率 (ア)責任共有制度 対象外保証料率 年0.50~1.87% (イ)責任共有制度 対象保証料率 年0.35~1.80% (適用される保証料率は信用保証協会の定めるところによる。) | (財)にいがた産業創造機構の認定書 |
| | (2) グリーンニューテイル枠 | 新エネルギーを始めとした石油代替エネルギーを使用するために必要な設備又は省エネルギーに資する設備等の導入を図ろうとする中小企業者及び事業協同組合等 | | | 5年以内(1年以内) 10年以内(2年以内) | | | |
| | (3) 商店街活性化支援枠 | 事業拡大等による商店街の空き店舗の利用や、大型店出店の影響に対処するための新たな事業展開を図る等、魅力ある店舗の創造に取り組む中小企業者及び事業協同組合等 | 5,000万円(うち運転資金1,500万円) | | | | | |
| | (4) 設備投資促進枠 | 設備の導入(事業所等の建物の取得・増改築を含み、土地の取得を除く。)により、次の要件のいずれかを満たす中小企業者及び事業協同組合等 ①事業規模の拡大 ②経営の効率化 ③事業転換又は新分野進出 | 5,000万円(ただし、最低融資額は1,000万円以上とする) | 設備(注2) | 10年以内(2年以内) | 7年以内 A 年1.90% B 年2.10% 7年超10年以内 A 年2.10% B 年2.30% | | |
| | (5) ピークカット15%促進緊急対応枠 | 節電に資するため、次に掲げるいずれかの設備の導入を図る中小企業者及び事業協同組合等 ①LED照明設備、②太陽光発電設備、③風力発電設備、④自家発電設備 | 1,000万円 | 運転(注3) 設備(注2) | 5年以内(1年以内) | A 年1.70% B 年1.90% | | |
| 9. 同和地区中小企業振興資金 | | 同和地区で6か月以上同一事業を営む中小企業者 | 800万円(うち運転資金500万円) | 運転設備(注2) | 5年以内(1年以内) 7年以内(1年以内) | A 年2.15% B 年2.35% | | 市町村長の推薦書 (信用保証料は県と市町村が負担) |

(注1) A・・・信用保証付き(責任共有制度対象外) B・・・信用保証付き(責任共有制度対象) C・・・信用保証なし(保証の有無や種類によってA~Cに分類されます。なお、A~Cの記載のないものについては、一律の融資利率となります。)

(注2) 設備資金については、県内に設置する設備に限ります。(地方産業育成資金については市町村の定めるところによります。)

(注3) 運転資金については、融資対象となる設備の設置に必要な資金に限ります。